

最高人民法院による人民法院知的財産権裁判に関する 工作状況報告の抜粋

知的財産権の裁判は、知的財産権保護システムの重要な部分であり、人民法院の民事、行政、刑事裁判の三つの分野に関わり、審理対象は主に特許、商標、著作権、営業秘密、集積回路配置設計、植物新品種、地理的表示などの権利の保護及び不正競争、独占行為に関連する案件であり、革新と創造の激励、公平な競争の維持、文化の繁栄の促進などの面で重要な役割を果たす。



10月21日，中国人大网发布了最高人民法院院长周强代表最高人民法院在第十三届全国人民代表大会常务委员会第三十一次会议上做的《最高人民法院关于人民法院知识产权审判工作情况的报告》全文。

知的財産権強国に邁進するにつれて、中国では知的財産権保護工作において、全面的な保護、厳格な保護、司法保護が更に重視されている。現在、知的財産権案件は以下の特徴を示している。

一、案件数が急増している。

全国の法院で受理された各種の知的財産権一審案件の数は、2013年の10.1万件から2020年の46.7万件に増加し、年平均増加率は24.5%であり、全国法院で受理された案件の総量の年平均増加率に比べて12.8%高くなった。経済社会の質の高い発展により、知的財産権保護の需要が大幅に高まっていることを反映している。

二、新形態の紛争が大量に現れている。

インターネットの核心技術、遺伝子技術、情報通信、集積回路、人工知能及びプラットフォーム経済などに関する新形態の案件が増加し、複雑な技術事実の認定と法律適用の判断が難しくなる。新分野、新業態での知的財産権保護の権利境界、責任認定は司法裁判にとって新たな挑戦である。

三、インターネットでの侵害が多発しやすくなる。

インターネットはすでに知的財産権侵害違法行為の最も主要な発生地の一つとなっている。オフラインの権利侵害と比べて、オンラインの権利侵害行為の実施が容易であり、より隠蔽的、複雑であり、影響を及ぼす面がより広く、固定証拠の収集がより困難であり、権利者にとって権利維持がさらに難しい。

四、利益のバランスがより複雑である。

知的財産権に関する利害関係が複雑で、社会公共利益と密接な関係がある。個人権利保護と公共利益保護のバランスを確保し、多層的な価値基準を正確に把握し、発展と安全の関係を適切に処理するために、知的財産権裁判に対する要求が高まっている。

2013年から2021年6月にかけて、全国の法院による各種の知的財産権一審案件の受理件数は218.1万件で、結審件数は206万件であった。そのうち、結審の特許件数は14.3万件であり、著作権案件数は131.6万件であり、商標案件数は43.7万件であり、技術契約案件数は1.8万件であった。知的財産権司法解釈、司法政策性文書をそれぞれ19件、11件制定し、指導性案例を30件発表し、党中央委員会が部署し、最高人民法院が提出した知的財産権に関する改革任務を12個完成した。知的財産権裁判機能を十分に発揮することによって、質の高い発展を推進し、人民の美しい生活のために有力な司法サービスを提供する。

RPX は NPE 特許訴訟の最新傾向を発表した

前書：ますます多くのNPEが自動車分野に移行している。昨年同期と比べて、2021年第3四半期に一部の業界では訴訟案件が大幅に増加した。特に自動車関係のNPE訴訟は182%増加し、モバイル通信とデバイスの方は133%増加し、消費電子とコンピュータの方は71%増加し、半導体の方は64%増加し、金融サービスの方は48%増加したが、バイオテクノロジーと製薬に関するNPE訴訟は減少した。

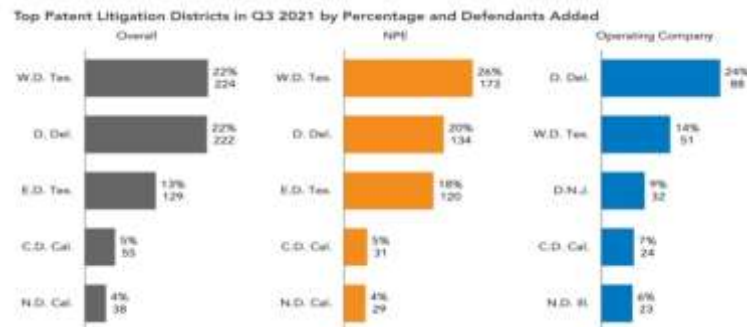
2021年10月12日、米国の知的財産権取引会社RPXは、2021年の第3四半期の非実施主体（NPE）の特許訴訟活動を調査した。

主要な研究結果は以下の通りである。

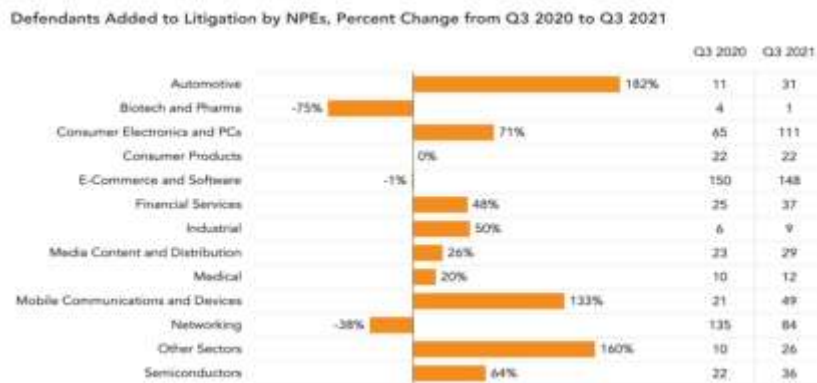
(1) NPE 特許訴訟は大幅に増加した。2021年、NPE 訴訟の被告数は1786であり、2020年同期に比べて10.9%増加した。そのうち、訴訟が最も活発な原告はIP Edge LLCで、2021年には462の被告に特許訴訟を提起した。



(2) NPE 訴訟活動件数から見れば、テキサス州西区がトップであった。実体企業訴訟ではデラウェア州がトップであった。



(3) ますます多くのNPEが自動車分野に移行している。昨年同期と比べて、2021年第3四半期に一部の業界で訴訟案件が大幅に増加した。特に自動車関係のNPE訴訟は182%増加し、モバイル通信とデバイスの方は133%増加し、消費電子とコンピュータの方は71%増加し、半導体の方は64%増加し、金融サービスの方は48%増加したが、バイオテクノロジーと製薬に関するNPE訴訟は減少した。

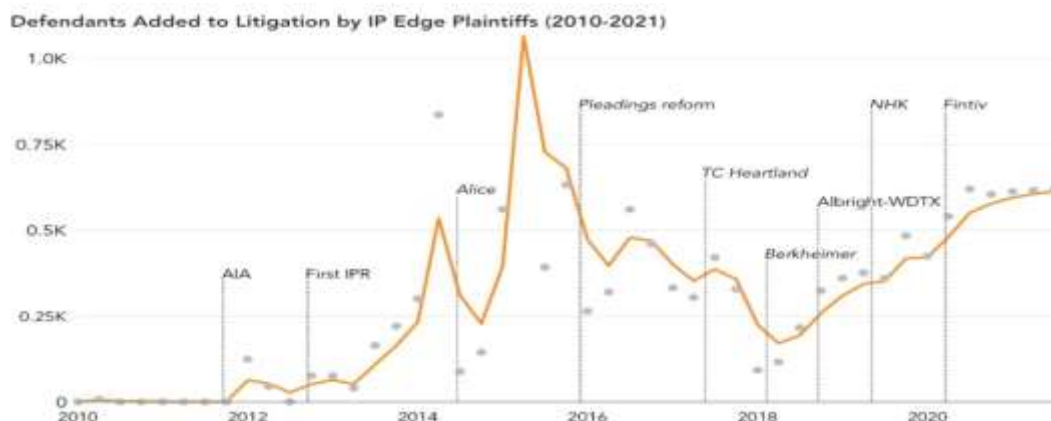


(4) 米国特許裁判と上訴委員会 (PTAB) による米国発明法 (AIA) 再審提起率が低下している。2021 年第 3 四半期に、PTAB は再審査申請を 349 件受理し、そのうち、当事者系レビュー (IPR) は 331 件で、付与後異議申立て (PGR) は 18 件であった。現在、PTAB の再審査率は 57.2% であり、2020 年の 58.1% に比べてやや低く、2019 年の 61% に比べて下がりが見られる。



(5) RPX によれば、標準必須特許 (SEP) 許可の政策改革が間もなく来る。米国司法部は、SEP の反独占法執行に関する均衡政策を発表した。欧州連合は SEP の新しい IP フレームワークの制定に取り組み、英国は SEP 政策計画を発表した。中国最高人民法院知的財産権法廷は、中国の裁判所が SEP 全世界許可条件の管轄権を有することを初めて明らかにした。

(6) IP Edge の NPE 訴訟は着実に増加しており、実体企業、個人発明者、大学、その他の NPE 等から特許を取得し、続けてそのポートフォリオを充実させている。IP Value Management は三菱電機、聯電から大型ポートフォリオを買収し、NPE はインテリクチュアル・ベンチャーズ (IV) から特許を取得して訴訟を提起している。



データソース：中国科学院知的財産権情報